寮•社宅、社員持家借上制度

Dormitory & Company house for employees

■01 お知らせ

- HPの掲載内容をリニューアルしました。 また問い合わせの多い事例をQ&Aとして掲載しておりますのでご参考ください。
- 単身転任型家賃補助および家族帯同転任型家賃補助の新たな制度は「2024年4月1日」から適用となります。
- 選択型家賃補助の新たな制度は「2024年7月1日」から適用となります。
- 本社地区における寮・社宅および家賃補助等については、三菱電機ライフサービス(株)東京支店 寮・社宅業務課(MIND: 321-2409、外線: 03-3218-2409)に問い合わせ下さい。

■02 寮制度概要

1. 制度概要

独身者や単身赴任者を対象とした寮(独身寮・単身赴任寮)があります。 本社地区「独身寮・単身赴任寮一覧」

2. 入寮基準

本社地区への転任者または入社者で本社地区周辺に自宅を持たず、いずれかの基準を満たす者。 ※本社地区で家賃補助を受けている方は原則として寮への切替はできません。

- 独身者
- 単身赴任者
- 別居婚者向制度の入寮対象者

3. 入寮期限

(1)独身寮

学齢32歳に到達する年度の年末(12月31日)

- ※転任にともない入寮した場合は、10年(適用開始日~10年後の当該月の前月末日)または学齢32歳に 到達する年度の年末(12月31日)
- ※社員持家借上制度を利用している場合は入寮期限はありません。
- ※学齢が不明な場合は人事担当者にご確認ください。

(2)単身赴任寮

期限なし(単身赴任が解消されるまで)

4. 寮費

以下3点の合算が「寮費」となります。

- ①部屋代 (占有面積、築年数、付帯設備等により所定の方式にて決定)
- ②管理料(食事提供がある寮:4,000円、食事提供がない寮:2,000円)
- ③水道光熱費他
- ※物件別の寮費は 本社地区「独身寮・単身赴任寮一覧」を参照ください。

5. 下見について

寮の下見をすることは可能ですが各寮にて対応可能時間が異なります。下見希望の方は、下記を参考に寮・社宅担当(MIND: 321-2409、外線: 03-3218-2409)まで希望時間を連絡ください。

なお休館日は対応不可となります。

● 世田谷寮・・・8:30~11:00

■ 本駒込寮・・・①9:00~10:30 ②14:00~15:00 <土曜>10:00~11:00

エスポア戸田・・・9:00~15:00エスポア中落合・・・9:00~15:00

■ エクセラ新船橋・・・10:30~19:00

船橋山手寮・・・10:30~19:00 ※エクセラ新船橋支配人にて案内

6. 寮申込要領

①寮・社宅手配依頼書の提出

「寮・社宅手配依頼書」に必要事項を記入の上、以下の宛先にメール添付にて提出ください。 なお集合寮と独身寮・臨時単身寮で様式が異なります。

<集合寮>

世田谷寮、本駒込寮、エスポア戸田、エスポア中落合、エクセラ新船橋、船橋山手寮 <独身寮・臨時単身寮>

独身者及び遠隔拠点勤務により上記集合寮に入れない単身赴任者

入居希望者 → 所属上長 → 本部・業務担当者 → 寮・社宅担当 宛 寮・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考	
集合寮手配依頼書	集合寮を希望する場合に提出	
独身寮・臨時単身寮手配 依頼書	独身者及び遠隔拠点勤務により上記集合寮に入れない単身赴任者が寮を希望 する場合に提出	

②寮・社宅入居願の提出

「寮・社宅手配依頼書」の提出後、入居先等について手配状況を寮社宅担当からメールにて ご連絡いた します。入居先が確定後、「寮・社宅入居願」に必要事項を記入の上、以下の宛先にメール添付にてご提 出ください。

入居希望者 → 寮・社宅担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

察・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp 本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 ソール Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考
寮・社宅入居願	入居/入寮先が決定後に提出

③寮の駐車場を使用する場合

寮の駐車場を利用する場合は、「寮・社宅駐車場使用申込書」を各寮窓口もしくは寮・社宅担当メールアドレスまでご提出ください。

寮・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp

様式

寮・社宅駐車場申込書

7. 入寮のしおり

入寮にあたり、入寮のしおりを一読のうえ、遵守くださいますようお願いします。 入寮のしおり

8. 通勤経路

寮・社宅は会社が指定する経路に基づいて、通勤費補助が行われます。

会社指定経路を参照のうえ、通勤費補助を申請ください。

寮·社宅会社指定経路一覧表

9. 寮を不在にする場合

長期連休(会社カレンダーで5連休以上)中以外に集合寮を7日以上不在にする場合は、以下宛先にメール添付で「寮不在届」をご提出ください。

不在期間に変更がある場合は「寮不在届」を再提出ください。

不在中に一時的に帰寮する場合は同宛先に「一時帰寮届」をご提出ください。

6日までの不在、または長期連休中に不在にする場合については、各寮に備え付けている「外泊届」をご 提出ください。

寮・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考
寮不在届	集合寮を7日以上不在にする場合に提出
一時帰寮届	寮不在届を提出して寮を不在にしている場合に、一時的に帰寮する場合に提出

[※]外泊届は各寮に用紙を備付

10. 寮を退去する場合

「寮・社宅退去届」に必要事項を記入の上、以下の宛先にメール添付にてご提出ください。

退去希望者 → 寮・社宅担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

察・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp 本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 メール Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考
寮・社宅退居届	寮・社宅を退居する場合に提出

集合寮に関するQ&A

独身寮および臨時単身寮に関するQ&A

▋03 単身転任型家賃補助制度 ※24年4月1日付で新制度として運用開始

1. 単身転任型家賃補助制度概要 ※賃貸借物件は「会社契約(MDライフと不動産会社が契約して三菱電機へ 転貸借)」

(1)適用開始時期

賃貸借契約開始日

(2)適用対象者

- 独身転任者
- 単身赴任者
 - ※転任時に申請する必要があります。
 - ※適用後、現物寮及び寮扱い物件への変更はできません。

(3)適用対象とならない場合

下記のいずれかに該当する場合は適用対象となりません。

- 親族所有物件を賃借し、居住する場合
- 本社地区に持家を所有している場合

※社員持家借上制度を利用し、保証期間中の場合を除く

【注意】

単身転任型家賃補助を適用後、家族引きまとめ等の個人都合により転居をする場合、転居先は家族 帯同転任型家賃補助の適用はできません。

(4)適用期間

①独身転任者 10年間 (適用開始日~10年後の前月末日) ②単身赴任者 (期間上限なし)

※自家保有者で、社員持家借上制度を利用している場合は期間上限はありません。

(5)家賃補助

①補助額

賃借料月額の70% (上限50,000円)

②社宅料の徴収

以下の算出額を給与から控除します。

「賃借料月額 - 補助額(上限50,000円) + 管理費、共益費等の家賃補助対象外金額」

③会計負担節囲

「敷金」「礼金」「仲介手数料」「更新料」等は会社負担となります。

ただし、「礼金」、「仲介手数料」については補助上限額(50,000円)の4倍の金額(200,000円)に、不動産の定める月数(礼金〇ヶ月等)を乗じた金額を上限とし、上限を超える分は個人負担とします。

(6)申請方法

①必ず 事前調査票を下記宛に提出ください。

【注意】

- 会社からの物件紹介が原則となりますが、ご自身で物件を探される場合は 転貸方式説明資料を最初 に不動産会社へ必ず提示ください。
- ご自身で物件を選定する場合も事前に提出が必要です。選定された物件を記入のうえ提出ください。
- ご自身で選定された物件含め賃貸借契約は会社が行います。個人で契約をしないでください。法人契約とMDライフ転貸借の関係上、物件によっては契約できない可能性があります。

申請者 → 転任型担当

転任型担当 メール hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.jp

- ②入居を希望する物件が決定し、契約手続きが開始しましたら以下の書類を提出ください。 単身転任型家賃補助適用申請書
- ※契約時に必要な書類のため、物件確定後速やかにご提出ください。

申請者 → 転任型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

転任型担当 メール hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.jp

本社GR メール区 Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 タール区 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(7)退去・申請解除

退居する場合、以下の書類を提出ください。

単身転任型家賃補助適用解除申請書

- ※自己都合により退居する場合、原則解約予定日の1ヶ月前までにご提出ください。
- ※自己都合により「単身転任型家賃補助」を解約する場合、転居先は本人名義での契約とし、初期費用や 転居費用は本人負担となります。ただし補助水準は単身転任型を準用します。

申請者 → 転任型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

転任型担当 メール hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.jp

本社GR メール区 Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 タール区 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(8)適用取消

下記の事由に該当する場合は、適用対象としません。

- 適用期間満了の場合。(独身者のみ)
- 当該物件の賃貸借契約が解消された場合。
- その他会社が制度適用を不適当と認めたと場合。

(9)虚偽申請

虚偽の申請により家賃補助制度の適用を受けていることが判明した場合、 当該者は支給された補助額に つき、遡及して全額返却しなければなりません。

■04 選択型家賃補助制度※24年7月1日から運用開始

1. 選択型家賃補助制度概要

(1)適用開始時期

賃貸借契約開始日

※賃貸契約開始日以降に申請があった場合は申請受理日です。なお、申請内容に不備がある場合や契約書写しの添付が無い場合は、家賃補助を適用いたしません。

(2)適用対象者

- 入社から1年半以上経過した独身の新卒入社者
- 独身の経験者採用者
- 単身転任型家賃補助適用住居を個人都合により退去した者

(3)適用対象とならない場合

下記のいずれかに該当する場合は適用対象となりません。

- 親族所有物件を賃借し、居住する場合
- 本社地区に持家を所有している場合
 - ※社員持家借上制度を利用し、保証期間中の場合を除く

(4)適用期間

- ①入社から1年半以上経過した独身の新卒入社者
- 学齢32歳の年末まで
 - ②独身の経験者採用者
- 5年間 (適用開始日~5年後の前月末日)または学齢32歳の年末までの長い方。
 - ③単身転任型家賃補助適用住居を個人都合により退去した者
- 単身転任型家賃補助の適用期間を通算。ただし単身赴任者は単身赴任解消まで

(5)家賃補助

①補助額

賃借料月額の半額 (上限35,000円)

②支給方法

暦月分の補助額を当月給与にて支給します。

※賃貸借契約日に関わらず、申請以前については遡っての支給は行いません。

(6)申請方法

①賃貸借物件の契約

賃貸借物件の契約は入居者本人が契約してください。

※契約に伴い発生する「敷金」「礼金」「仲介手数料」等の初期費用は入居者負担です。

②適用申請書の提出

以下の書類を下段③の宛先へ提出ください。

選択型家賃補助適用申請書 要添付「賃貸借契約書のコピー」

③家賃補助適用/適用解除申請書の提出先

選択型家賃補助の申請及び解除申請を行う場合は、以下の宛先にメール添付にてご提出ください。

申請者 → 一般・選択型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

一般・選択型担当 メール yachinhojo@nt.MitsubishiElectric.co.jp本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp大崎 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(7)退去・申請解除

物件の退居時には適用申請解除のため、上記宛先へ以下の書類を提出下さい。 なお物件を変更する場合は、「申請書」と「解除申請書」を両方提出下さい。 選択型家賃補助適用解除申請書 要添付「賃貸借契約解約申込書のコピー」

(8)適用取消

下記の事由に該当する場合は、適用対象としません。

- 適用期間満了の場合。(独身者のみ)
- 当該物件の賃貸借契約が解消された場合。
- その他会社が制度適用を不適当と認めたと場合。

(9)虚偽申請

虚偽の申請により家賃補助制度の適用を受けていることが判明した場合、 当該者は支給された補助額に つき、遡及して全額返却しなければなりません。

選択型家賃補助に関するQ&A

■05 社宅制度概要

1. 制度概要

新婚者、本社への異動者(除く独身者)を対象とした社宅があります。 本社地区「社宅」一覧

2. 社宅入居基準

以下のいずれかの基準を満たし、配偶者または扶養する同居親族(税法上の扶養対象者)を有する者。 ※本社地区で家賃補助を受けている方は原則として社宅への切替はできません。

- 異動者(本社地区内異動者で勤務地変更等により住居変更の必要がある者を含む)
- 単身赴任者で家族を引きまとめる者
- 新婚者(結婚前後1年以内の者)
- 現社宅入居者で家族増等により他社宅に転居希望の者
- サテライトオフィス勤務者については、家族帯同転任型家賃補助もしくは一般型家賃補助を適用

3. 適用期間

10年間 (入居月から10年後の入居月の前月末日まで)

〔注意点〕

- 入居中に居住地の変更を伴う異動が発生した場合、異動前後での制度適用期間は通算しません。ただし、留守家族が現社宅に引き続き入居する場合は通算します。
- 現物社宅入居中に「一般型家賃補助制度」へ切り替えた時は適用期間が通算します。

4. 社宅料

当該社宅の近隣市場相場家賃の45%

- 社宅料のほか共益費、定額保修費がかかります。
- 社宅料は 本社地区「社宅」一覧を参照ください。

● 社宅入居期限(10年)を超過した場合は、近隣市場相場家賃の100%が適用となります。

5. 下見について

社宅の下見をすることが可能です。

下見希望の方は寮・社宅担当(MIND:321-2409、外線:03-3218-2409)までご連絡ください。

6. 社宅申込要領

①寮・社宅手配依頼書の提出

「寮・社宅手配依頼書」に必要事項を記入の上、以下の宛先にメール添付にて提出ください。

入居希望者 → 所属上長 → 本部・業務担当者 → 寮・社宅担当 宛 寮・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考
社宅手配依頼書	社宅への入居を希望する場合に提出

②寮・社宅入居願の提出

「寮・社宅手配依頼書」の提出後、入居先等について手配状況を寮社宅担当からメールにて ご連絡いた します。入居先が確定後、「寮・社宅入居願」に必要事項を記入の上、以下の宛先にメール添付にてご提 出ください。

入居希望者 → 寮・社宅担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

寮・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp 本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考
寮・社宅入居願	入居/入寮先が決定後に提出

7. その他申込要領

①社宅の駐車場を使用する場合

寮の駐車場を利用する場合は、「寮・社宅駐車場使用申込書」を以下の寮・社宅担当メールアドレスまで ご提出ください。

寮・社宅駐車場申込書

寮・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp

②社宅の修理を依頼する場合

社宅の修理を依頼する場合は、「社宅修理申込書」を申込書記載の窓口までご提出ください。 寮・社宅修理申込書

8. 入居のしおり

入居にあたり、入居のしおりを一読のうえ、遵守くださいますようお願いします。 入居のしおり

9. 通勤経路

寮・社宅は会社が指定する経路に基づいて、通勤費補助が行われます。 会社指定経路を参照のうえ、通 勤費補助を申請ください。

寮·社宅会社指定経路一覧表

10. 社宅を退去する場合

「寮・社宅退去届」に必要事項を記入の上、以下の宛先にメール添付にてご提出ください。

退去希望者 → 寮・社宅担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

察・社宅担当 メール hrd.jyutaku@mj.MitsubishiElectric.co.jp 本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

様式	備考
寮・社宅退居届	寮・社宅を退居する場合に提出

|06 一般型・家族帯同転任型家賃補助制度

|※家族帯同転任型:24年4月1日付で転任型から名称変更して運用開始

同居家族がいる方向けの家賃補助制度は「**一般型家賃補助**」と「**家族帯同転任型家賃補助**」の2種類があります。 本社地区周辺に持家を持たない方を対象とし、物件の契約方法や補助方法、補助額等が異なりますのでご注意ください。

1. 一般型家賃補助制度 ※賃貸借物件は「個人契約」

(1)適用開始時期

賃貸契約開始日

※賃貸契約開始日以降に申請があった場合は申請受理日です。なお、申請内容に不備がある場合や契約書写しの添付が無い場合は、家賃補助を適用いたしません。

(2)適用対象者

下記のいずれかの条件を満たす者

- 今後1年以内の結婚を前提として、婚約者と同居を開始する者
 - ※別途「誓約書」の提出が必要
 - ※すでに結婚している場合は、結婚から1年以内であれば申請可
- 現物社宅から転居を希望する者
- 個人都合により家族帯同転任型家賃補助適用対象物件から出られた場合
- 雇入れ時点で同居する配偶者または扶養する同居親族を有する者
- 介護等を理由として税法上の扶養対象者と同居することになった場合

(3)適用対象とならない場合

下記のいずれかに該当する場合は適用対象となりません。

- 親族所有物件を賃借し、居住する場合
- 本社地区に持家を所有している場合
 - ※社員持家借上制度を利用し、保証期間中の場合を除く

(4)適用期間

- 10年間(適用開始日~10年後の当該月の前月末日)
- ※現物社宅から家賃補助制度に移行した場合、現物社宅入居期間分を通算します。
- ※社員持家借上制度を利用している場合は期間上限はありません。
- ※同居親族がいなくなった場合は適用終了になります。

(「07別居婚者向制度」に該当する場合を除く)

(5)家賃補助

①補助額

賃借料月額の半額 (上限55,000円)

- ※賃借料には「管理費」「共益費」「駐車場代」は含みません。
- ※補助対象期間が1ヶ月に満たない場合は日割り計算とします。
- ②支給方法
- 暦月分の補助額を当月給与にて支給します。
 - ※賃貸借契約日に関わらず、申請日以前に遡って支給は行いません。

(6)申請方法

①賃貸借物件の契約

賃貸借物件の契約は入居者本人が契約してください。

- ※契約に伴い発生する「敷金」「礼金」「仲介手数料」等の初期費用は入居者負担です。
- ※親族所有物件を賃貸借する場合については、家賃補助適用を認めません。
- ②適用申請書の提出
- 以下の書類をメール添付にて提出ください。
 - 一般型家賃補助適用申請書 要添付「賃貸借契約書のコピー」

誓約書 (現状未婚で1年以内に結婚予定の者のみ提出)

※前任場所で「一般型家賃補助」の適用を受け、同物件で引続き家賃補助の適用を受ける場合は、再度 適用申請書を提出ください。

申請者 → 一般・選択型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

一般・選択型担当 メール yachinhojo@nt.MitsubishiElectric.co.jp 本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(7)退居・申請解除

物件の退居時には適用申請解除のため、以下の書類をメール添付にて提出下さい。 なお物件を変更する場合は、「申請書」と「解除申請書」を両方提出下さい。 一般型家賃補助適用解除申請書 要添付「賃貸借契約解約申込書のコピー」

申請者 → 一般・選択型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

一般・選択型担当 メール yachinhojo@nt.MitsubishiElectric.co.jp本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp大崎 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(8)適用取消

下記の事由に該当する場合は、適用対象としません。

- 当該物件の賃貸借契約が解消された場合。
- 同居家族がいなくなった場合。
 - ※07別居婚者向制度に該当する場合を除く
- その他会社が制度適用を不適当と認めた場合。

(9)虚偽申請

虚偽の申請により家賃補助制度の適用を受けていることが判明した場合、 当該者は支給された補助額を 遡及して全額返却しなければなりません。

- 一般型家賃補助に関するQ&A
- 2. 家族帯同転任型家賃補助制度 ※賃貸借物件は「会社契約(MDライフと不動産会社が契約して三菱電機へ 転貸借)」

(1)適用開始時期

賃貸借契約開始日

(2)適用対象者

居住地の変更を伴う転任勤者で、配偶者もしくは税法上の扶養する同居親族を有する社員。※現物社宅提供を原則とするが、現物社宅を本人が拒んだ場合に適用可。

経験者採用者で入社にあたり住居の移動を要し、配偶者もしくは税法上の扶養する同居親族を有する者。

(3)適用期間

10年間 (適用開始日~10年後の前月末日)

- 自家保有者で社員持家借上制度を利用している場合は期間上限はありません。
- 本制度適用期間中に、新たに居住地の変更を伴う転任勤により、赴任先にて本制度の適用を希望する場合、適用期間は通算されません。ただし、留守家族が現社宅に継続して入居する場合、適用期間は通算されます。

(4)家賃補助

①補助額

賃借料月額の70% (上限80,000円)

- ※賃借料には「管理費」「共益費」「駐車場代」は含みません。
- ② 計宅料の徴収
- 以下の算出額を給与から控除します。

「賃借料月額 - 補助額(上限80,000円) + 管理費、共益費等の家賃補助対象外金額 + 定額保修費(1,700円もしくは2,000円)」

③会社負担範囲

「敷金」「礼金」「仲介手数料」「更新料」等は会社負担となります。

ただし、「礼金」、「仲介手数料」については補助上限額(80,000円)の4倍の金額(320,000円)に、不動産の定める月数(礼金〇ヶ月等)を乗じた金額を上限とし、上限を超える分は個人負担とします。

(5)申請方法

①必ず 事前調査票を下記宛に提出ください。

【注意】

- 会社からの物件紹介が原則となりますが、ご自身で物件を探される場合は 転貸方式説明資料を最初に不動産会社へ必ず提示ください。
- ご自身で物件を選定する場合も事前に提出が必要です。選定された物件を記入のうえ提出ください。
- ご自身で選定された物件含め賃貸借契約は会社が行います。個人で契約をしないでください。 法人契約とMDライフ転貸借の関係上、物件によっては契約できない可能性があります。

申請者 → 転任型担当

転任型担当 メール hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.jp

②入居を希望する物件が決定し、契約手続きが開始しましたら以下の書類を提出ください。 家族帯同転任型家賃補助適用申請書

※契約時に必要な書類のため、物件確定後速やかにご提出ください。

申請者 → 転任型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

転任型担当 メール hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.jp

本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 タール Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(6)退居・申請解除

退居する場合、以下の書類を提出ください。

家族带同転任型家賃補助適用解除申請書

- ※自己都合により退居する場合、原則解約予定日の1ヶ月前までにご提出ください。
- ※自己都合により「家族帯同転任型家賃補助」を解約する場合、転居先は本人名義での契約とし、初期費用や転居費用は本人負担となります。ただし補助水準は家族帯同転任型を準用します。

申請者 → 転任型担当

人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

転任型担当 メール hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.jp

本社GR メール区 Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(7)適用取消・虚偽申請

一般型家賃補助制度と同じ。

家族帯同転任型家賃補助に関するQ&A

■07 別居婚者向制度

1. 別居婚者向制度概要

(1)適用対象者

居住地の変更を伴う転任勤以外の事由により配偶者と別居する者のうち、以下に該当する者。ただし、配偶者との別居以外の理由で適用解除された者及び自家保有者は対象外とする。

- 結婚当初より配偶者と別居する者
- 社宅制度適用中の者
- 2022年4月1日以前に社宅制度が適用されていたが、別居により適用解除となった者
- 2022年4月1日以前に結婚当初から別居であることを理由として社宅制度の適用を受けていない者 ※結婚から1年以内の者も申請可(別途「誓約書」の提出が必要)

(2)適用制度

①結婚当初より配偶者と別居する場合

独身寮または選択型家賃補助のいずれかを選択できます。

- ※本人及び配偶者がともに当社社員である場合は、両者とも独身寮または選択型家賃補助の制度を選択できます。
- ②社宅制度の適用を受けている場合

社宅及び一般型・家族帯同転任型家賃補助の適用を受けている場合は、条件を変えずに制度の継続適用 を認めます。

※本人及び配偶者がともに当社社員である場合は、現住居に残る社員は条件を変えずに制度の継続適用 を認めます。

また、転居する社員については転居先にて定める独身寮または選択型家賃補助の制度を選択できます。

※本人らが希望し、各制度条件に合う場合は、現住居に残る社員が独身寮または選択型家賃補助の制度 を選択し、また、転居する社員について現物社宅、一般型・家族帯同転任型家賃制度を適用すること を認めます。

(3)適用開始時期

申請受理日

※選択型、一般型、家族帯同転任型家賃補助制度を適用する場合は各家賃補助制度の適用開始時期に従います。

(4)適用期間

- ①本人のみが当社社員の場合
- 10年間(適用開始日~10年後の当該月の前月末日)
- ※別居婚者向制度を適用した独身寮入寮者のうち、寮制度規則第6条1項に定める入 寮期限に到達した者は退寮し、選択型家賃補助の適用となります。但し、別居婚者 向制度を適用した独身寮入居期間を適用期間に通算します。なお、選択型家賃補助 への切り替えに伴う転居費用等は個人負担とします。
- ※別居同居の状態変化により、別居婚者向制度と現物社宅、一般型・家族帯同転任型家賃制度を切り替える場合は、適用期間を通算します。
- ②本人及び配偶者がともに当社社員の場合
- 本社地区に残る社員は10年間(適用開始日~10年後の当該月の前月末日)

転居する社員については転居先場所の規程に従う。

- ※別居婚者向制度を適用した独身寮入寮者で、入寮期限に到達したため選択型家賃補助適用となった者は、別居婚者向制度を適用した独身寮入居期間を適用期間に通算します。 なお、選択型家賃補助への切り替えに伴う転居費用等は個人負担とします。
- ※別居同居の状態変化により、別居婚者向制度と現物社宅、一般型・家族帯同転任型家賃制度を切り替える場合は、適用期間を通算します。
- ※別居婚者向制度適用者が同居を開始し現物社宅、一般型・家族帯同転任型家賃制度へ切り替えた場合において、本人と配偶者の別居期間における制度適用期間が異なる場合は、別居婚者向制度の適用期間が長い方を通算します。

(5)申請方法

以下の書類をメール添付にて提出ください。

別居婚者向制度適用申請書

別居婚者向誓約書(現状未婚で1年以内に入籍予定の者のみ提出)

※独身寮継続入居の場合は誓約書不要

申請者 → 人総・本社GR

人総・本社G 大崎 宛

CC: 所属上長

本社GR メール Kataoka.Takaaki@ab.MitsubishiElectric.co.jp 大崎 メール Osaki.Hiroshi@ds.MitsubishiElectric.co.jp

(6)退居・申請解除

別居婚者向制度の適用を解除する場合は、本制度に従って適用を受けている社宅制度で定められている退居もしくは申請解除の方法に従い書類を提出下さい。

※別居同居の状態変化により本制度の対象外となった場合は、必ず上記の別居婚者向制度適用申請書の提出先に連絡ください。

(7)適用取消

下記の事由に該当する場合は、別居婚者向制度の適用対象としません。

- 配偶者と同居する場合。
- 婚姻関係がなくなった場合。
- その他会社が制度適用を不適当と認めた場合。

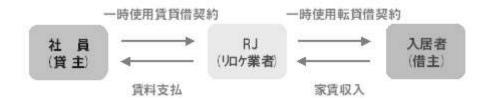
(8)虚偽申請

虚偽の申請により本制度の適用を受けていることが判明した場合、 当該者は支給された補助額を遡及して全額返却しなければなりません。

■08 社員持家借上制度

1. 概要

自家保有者が転任、転勤により住居を変更する場合、社員の持家をリロケーション ジャパン(RJ)が借り上げる制度です。RJは持家を賃貸物件として第三者へ 貸し出しを行い、家賃収入を得ます。貸主である社員にはRJから賃料を受けとります。



2. 詳細内容

- 契約内容、期間は一時使用賃貸借契約とし、入居者に対する保証期間を原則3年間に限定します。入居から3年間は明け渡し不可です。
- 解約時の原状回復は「原状回復のトラブル事例とガイドライン(国交省)」に準拠した金銭による賠償と なります。

• 入居者(借主)については事前にRJにて審査が行われます。

3. 会社補助

(1)未入居期間中の補助

物件により借主が決まらないなど未入居期間が発生した場合、社員(貸主)に対して、 会社補助が最長8年間あります。

1年目: RJの募集価格の100%2年目~8年目: RJの募集価格の80%

(2)入居期間中の会社補助

借主が入居期間中、社員(貸主)に対して、RJ手数料分(家賃収入の10%前後)の 会社補助があります。上記「RJの募集価格」とはRJによって設定される価格であり、 社員(貸主)の希望を反映した価格ではありません。

4. 申込・詳細

申込・詳細は ゆとライフHP (ホーム→サービス→社員持家借上制度)をご参照ください。

5. 問い合わせ先

三菱電機ライフサービス (株) 東京支店 寮・社宅担当 (MIND: 321-2409、外線: 03-3218-2409) 宛まで連絡ください。

09 Q&A一覧

形態	備考
集合寮	集合寮に関するQ&A
独身寮および臨時単身寮	独身寮および臨時単身寮に関するQ&A
一般型家賃補助および単身型家賃補助	一般型家賃補助および単身型家賃補助に関するQ&A
家族带同転任型家賃補助	家族帯同転任型家賃補助に関するQ&A

■10 様式一覧

様式	備考
集合寮手配依頼書	集合寮を希望する場合に提出
独身寮・臨時単身寮手配依頼書	独身者及び遠隔拠点勤務により上記集合寮に入れない単身赴任者が寮を 希望する場合に提出
社宅手配依頼書	社宅への入居を希望する場合に提出
寮・社宅入居願	入居/入寮先が決定後に提出
寮・社宅退居届	寮・社宅を退居する場合に提出
寮不在届	集合寮を7日以上不在にする場合に提出
一時帰寮届	寮不在届を提出して寮を不在にしている場合に、一時的に帰寮する場合 に提出
家族带同転任型家賃補助適用申 請書	家族帯同転任型家賃補助適用を受けたい場合に提出
家族带同転任型家賃補助適用解 除申請書	家族帯同転任型家賃補助適用を解除したい場合に提出
単身転任型家賃補助適用申請書	単身転任型家賃補助適用を受けたい場合に提出
単身転任型家賃補助適用解除申 請書	単身転任型家賃補助適用を解除したい場合に提出

一般型家賃補助適用申請書	一般型家賃補助適用を受けたい場合に提出	
一般型家賃補助適用解除申請書	一般型家賃補助適用を解除したい場合に提出	
選択型家賃補助適用申請書	選択型家賃補助適用を受けたい場合に提出	
選択型家賃補助適用解除申請書	選択型家賃補助適用を解除したい場合に提出	
別居婚者向制度適用申請書	別居婚者向制度適用を受けたい場合に提出	
事前調査票	物件の手配・紹介を希望する場合に提出 ※物件を探す前に要提出	

(C)copy rights Human Resources Department Head office group